

# イギリスにおけるサーシオレイライの 発展について

宮 城 啓 子

## 序

この小論は、刑事訴訟法 406 条の裁量上告についての研究の、いわば序説に該当する。刑訴法 406 条は、アメリカ上訴制度におけるサーシオレイライ (certiorari) の制度理論を承継したものであるとされている<sup>(1)</sup>。したがって、同条の裁量上告を研究するにあたって、なによりもその制度の母体であるアメリカにおけるこの制度の発展を詳しく見る必要がある<sup>(2)</sup>。さらにまた、アメリカがこの制度を継受したイギリスにおいて、サーシオレイライがどのように発展してきたかを知ることは<sup>(3)</sup>、アメリカにおけるサーシオレイライの発展<sup>(3)</sup>を研究するうえに、不可欠であると考え<sup>(4)</sup>。

関連する範囲内でイギリス法制の歴史に言及しつつ、アメリカに継受されるに至るサーシオレイライの歴史を概観する。

- (1) 団藤重光『新刑事訴訟法綱要七訂版』p. 551. 平野龍一『刑事訴訟法』p. 333.
- (2) アメリカでは1891年のエヴァーツ法 (Evarts Act; the Circuit Court of Appeals Act of 1891) により、サーシオレイライの制度が導入されたが、誤審令状 (writ of error) による事件が80パーセントを占め、連邦最高裁判所は義務的に口頭弁論を開かなければならない事件で負担加重に陥った。そこで1925年の司法条例 (Judiciary Act of 1925) により、連邦最高裁の義務管轄であったものの多くを裁量管轄に移した。すなわち、サーシオレイライの申請をなさしめる場合を拡張したのである。これによって、連邦最高裁の負担加重はこの段階で解消し、濫上訴もチェックできるようになった。Stern and Gressman, *Supreme Court Practice* 4th ed. (1969) pp. 147—149. 以後、上告のほとんどはサーシオレイライによって処理され、この制度はイギリスをはるかにしのぐ発展をみせた。現在、サーシオレイライの申請の 85 ないし 90 パーセントが拒否されているが、それでも、取るに足りない事件までが受理されているという批判がなされて

いる。D. Karlen, *Appellate Courts in The United States and England*. (1963) pp. 60—61.

このように、連邦最高裁に到達する事件はそのほとんどがサーシオレイライによってであるが、その絶対数が少ないので、さらに救済を求める被告人が最近ではヘビアス・コーパスの手續に殺到している。敷田稔、「欧米における上訴制度の現状(2)——米国」公判法大系Ⅳ上訴p. 43. しかし、上訴制度におけるサーシオレイライの意味が失われているものではない。

- (3) 大権令状 (prerogative writs) の中でもヘビアス・コーパスの研究はよく行われているが、マンデイムス (mandamus), プロヒビション (prohibition), サーシオレイライの歴史の研究はイギリスにおいてもまだ未開拓である。T.F.T. Plucknett, *A Concise History of the Common Law* 4th ed. (1948) p. 165 したがって、この小論も資料の少なさによる制約を受けざるを得なかった。
- (4) F.J. Goodnow, "The Writ of Certiorari", 6 Pol. Sci. Q. 493. (1896), p. 493.

### 一、コモン・ロー裁判所の成立過程と裁判管轄権をめぐる抗争

ノルマン朝時代には、アングロ・サクソン時代からの、地方の封建諸侯の裁判所が数多く存在し<sup>(41)</sup>、国王の裁判所<sup>(42)</sup>も、それらのうちのひとつにすぎなかった。これらは刑事・民事にわたって広い管轄権を持っていた。

その後の法制度は、国王の裁判所が他の裁判所の管轄権を除々に奪い、自らの管轄権を広げていくことを中心に発展する。

13世紀には国王の裁判所は着実にその管轄権を増大させており、それに伴う事務の増加によって機能の分化が行われていった。すなわち、司法的な仕事が除々に一定の機関によって行われるようになり、やがてこの機関は王会 (curia regis) から独立する。このようにして現われたのが財務裁判所 (Court of Exchequer), 民訴裁判所 (Court of Common Pleas), 王座裁判所 (Court of King's Bench) である。この分化の萌芽は13世紀にみられ、14世紀に完了した。これらの裁判所はウエストミンスターで開廷される中央の裁判所であり、その裁判官は法廷弁護士 (barrister) の中から国王が任命する職業裁判官であった<sup>(43)</sup>。イングランドの様々な地域のそれぞれ異なった慣習や「法」が、これらの裁判所の適用する一定の原則やルールの出現によって次第に消えてい

き、共通のルール、すなわちコモン・ローが、統一法として、前記の三個の裁判所によって生み出されていった。これらの裁判所がコモン・ロー裁判所である。

そして、コモン・ロー裁判所が封建諸侯の管轄権を侵害し自己の裁判管轄内に吸収していく過程で、法的手段として用いられたのがサーシオレイライ、ヘビラス・コーパス、マンデイムス (mandamus)、プロヒビション (prohibition) 等の大権令状 (prerogative writs) であった。さらに、15世紀末には、コモン・ロー裁判所と大権裁判所 (prerogative courts) との間で管轄権争いが行われ、ここにおいても、大権令状が争いの武器として使われた。

コモン・ロー裁判所は諸侯の裁判所と比べて、より良い正義 (better justice) を提供することができた<sup>(4)</sup>。それは、コモン・ロー裁判所が、王会から独立し専門の裁判官による裁判を行ったということ、また、裁判手続が当時の諸侯の訴訟手続より合理化された内容を持っていたなどの事由による。そしてこの優越性によって、諸侯の裁判所の裁判管轄権を吸収していくことができた。

- (1) 封建諸侯の裁判所は、領民を多く有している領主は彼の領民のために裁判所を持つことができるという原則によって発生していった。裁判所を持つ権利は、渡船権と同じような私有財産権であり、領主の特権 (franchise) であった。R. M. Jackson, *The Machinery of Justice in England*, 4th ed. (1964) pp. 1—2.
- (2) 国王の裁判所は王会 (curia regis) からまだ未分化であり、訴訟以外にかかわる方が多く、実際には、立法・行政・司法を行う中央政府機関であった。Ibid., p. 2
- (3) Ibid., p. 3.
- (4) Ibid., p. 2. Goodnow, op. cit., p. 495.

## 二、令状——特に大権令状——について

### (1) 令状の意義

令状は、元来は、司法機関によって発せられる令状のみに限らず、およそ権限のある機関から発せられ、その内容の真正であることの認印が押捺された、短い書面による命令であった<sup>(1)</sup>。書面による命令は、その場で拒否したり質問したりすることができないことから、口頭による命令と区別された<sup>(2)</sup>。

貨幣の鑄造権，度量衡の単位，治安の維持などが国王に独占され，中央集権化されていくのに対応して，国王の令状が他の封建諸侯の発付する令状をのみこんでしまい，12世紀には令状といえば国王の令状だけを意味するようになった<sup>(3)</sup>。

令状は種々の目的のために使用された<sup>(4)</sup>。司法手続において発せられる令状はいくつもの定型ができ，12世紀以後，開審令状(original writ)は国王の裁判所において民事訴訟を開始する通常的手段として“当然令状”(writ of course)となった。すなわち，種々の定型につきそれぞれ決まった訴訟方式があって，原告は自分の事件に該当する令状を探せばよく，令状は買うことによってだれでも手に入れることができた<sup>(5)</sup>。この，種々の型の令状の集大成が，実務家のハンドブックとなりコモン・ローの発展の歴史上重要な地位を占める「令状目録」(Register of Writs)である<sup>(6)</sup>。

## (2) 大権令状の性格について

一方，“当然令状”とはならなかったいくつかの令状が存在した。これらは，後に大権令状と呼ばれたものであるが<sup>(7)</sup>，初期には国王の直接の目的を達成するためにのみ用いられるなど，王権(the Crown)と特別の関係にあるとみなされる令状である。これらのうち最も重要なのは，ヘビアス・コーパス，サーシオレイライ，プロヒビション，マンデイムスの四種である。コモン・ロー裁判所は，地方の行政機関の仕事の多くを，サーシオレイライ，プロヒビションを発して法的な枠内に留めることにより，またマンデイムスを発して義務をなすよう命ずることにより監督した<sup>(8)</sup>。

これらの令状に共通な性格として次の四つを挙げることができる<sup>(9)</sup>。

a) “当然令状”ではないということ。すなわち，請求すれば直ちに得られる令状ではなく，裁判所を満足させるに足りる根拠が示されなければならなかった<sup>(10)</sup>。しかし，サーシオレイライは，国王が正式起訴状(indictment)の移送を命ずるときには“当然令状”として発付された<sup>(11)</sup>。このことは，サーシオレイライが国王にとっていかに強力な武器であったかを示している。

b) 令状を発付するか否かは，通常は，裁判所の裁量によった。特に，正式

起訴状の移送のためのサーシオレイライの申請が臣民 (subjects) からなされたときには、非常に広い裁量が行使された。例外としては、ヘビース・コーパスは、不法な留置が証明されたときには17世紀には権利として発せられた<sup>(12)</sup>。

c) 王座裁判所から発付されるものとなった。15世紀から17世紀前半までは大法官府 (Chancery) から発せられるものが多かったが、大法官府はその監督的機能を下級の衡平法裁判所に対するものに限っていったので、17世紀後半、スチュアート朝チャールズ二世の時代には、大権令状は通常、王座裁判所から発せられるようになった。

d) 王権州 (County Palatine)、五港 (Cinque Ports) など、通常、国王の令状の及ばない特権区域にも、効力が及んだ<sup>(14)</sup>。

以上のような性質をもつ大権令状は、相互に関連しつつ、また機能の変遷を伴いながら発展し、現在のイギリスにおいても生き続けている。

このうち、サーシオレイライと特に関連の深かったヘビース・コーパスについて、若干の考察をしておこう。

### (3) サーシオレイライとヘビース・コーパスとの関連

サーシオレイライとヘビース・コーパスは、14世紀から16世紀にかけて密接な関連に立っていた<sup>(15)</sup>。

これは、サーシオレイライの性格を理解する上で非常に重要な歴史的な事実である。どちらの令状も、コモン・ロー裁判所が、競争相手である裁判所の管轄権を犠牲にして自分の管轄権を拡張しようという、管轄権争いの中に発展していった。

まず、14世紀から15世紀には、この管轄権争いはコモン・ロー裁判所と地方の封建領主の裁判所との間で行われたのであるが、この時期に、サーシオレイライはヘビース・コーパスを伴って用いられた。すなわち、裁判書類の強制命令による移送に関してはサーシオレイライによって、保護を求める個人の身柄に関してはヘビース・コーパスによって強制的な移送が命じられた<sup>(16)</sup>。そして、両者は互いに相互依存の関係で、コモン・ロー裁判所の管轄権獲得の武器として機能していた。

15世紀末になると、管轄権争いはコモン・ロー裁判所と大法官裁判所 (court of Chancery) との間で始められ、次いで他の大権裁判所——星法院 (Star Chamber)、海事裁判所 (court of Admiralty)、高等宗務官裁判所 (court of High Commission)、少額債権裁判所 (court of Request) など——との間でも始められた<sup>(17)</sup>。このように、16世紀には、コモン・ロー裁判所は多くの裁判所と管轄権に関して争わなければならなかったが、このことがヘビース・コーパスの一般的な使用を促した。ヘビース・コーパスはこれらの裁判所によって拘禁された者の身柄を解放するためにひんばんに使われ、16世紀末には、サーシオレイライなど他の令状に附随してではなく、独立の手段として用いられるようになっていた<sup>(18)</sup>。ここにおいてサーシオレイライとヘビース・コーパスは分岐し、ヘビース・コーパスは16世紀以降、人身保護令状としての機能を担うものとなり、イギリス人の誇る「自由のとりで」として発展していった。

一方、サーシオレイライは、自治権のある地方政府をコントロールする最も効果的な手段のひとつとして、特に王座裁判所によって行使された<sup>(19)</sup>。13世紀にサーシオレイライが他の裁判所の管轄権を制限するために使われていたことはすでに述べたが、18世紀にもなお、コモン・ロー裁判所の裁判官達は他の裁判所の管轄権をコントロールする手段としてサーシオレイライを用いた<sup>(20)</sup>。そしてこの結果として、法の支配における統一性が生み出されていった<sup>(21)</sup>。

では次に、サーシオレイライについての具体的な考察に移ることにしよう。

(1) E. Jenks, "The Prerogative Writs in English Law," 32 *Yale Law Journal* 523 (1923) p. 523.

(2) Ibid.

(3) Ibid.

(4) たとえば、封建軍勢を召集するため、税を課すため、訴訟を開始するため、陪審員を召集するため、平民を貴族にするため、罰金や食料品を取り立てるため、裁判長を任命するため、奉行 (sheriff) に債務者の物品を差し押えることを委任するため、などである。Ibid.

(5) 原告の申請に応じて裁判所が令状を発付するのであるが、より正確に言えば、

原告は令状を大法官府から買ったのである。Ibid. S. A. de Smith, "The Prerogative Writs" 11 *The Cambridge Law Journal* 40 (1951) p.41.

- (6) Jenks op. cit., pp. 523—4.
- (7) ディ・スミスによると、これらの令状が大権令状と呼ばれるようになったのは、17世紀ないし18世紀にこれらの令状が王権と密接な関係にあることが意識されるようになってからである。de Smith, op. cit., p. 41.
- (8) プロヒビションは、最も古い令状のひとつである。最初、プロヒビションの第一の機能は、教会裁判所 (ecclesiastical courts) の管轄権を制限することであった。後に、コモン・ロー裁判所が大法官裁判所、海事裁判所と管轄権争いをするときにも武器として使われるようになった。

17世紀には、「国王は、教会であろうと世俗であろうとすべての管轄権において公平な裁判官であり、これらの境界をプロヒビションによって宣言することは国王の権利である」とか、「すべての下位裁判所が適切な限界内に留まっているかどうか監視することは、疑いなく国王の大権である」と考えられた。サーシオレイライの発付も、この考え方に基くのである。また、プロヒビションに従わないことは国王 (the Crown) に対する侮辱であると考えられた。王座裁判所はすべての裁判所の管轄権を限定する正当な権限と名誉をもつと考えられたので、プロヒビションは通常、王座裁判所から発せられたが、大法官府、民訴裁判所から発せられたこともあった。

プロヒビションの大権令状としての性格はその後もくり返し強調された。18世紀には、プロヒビションの発付を認めるか否かの判断の基礎になるのは、個人としての訴訟当事者が損害を被ったかどうかということではなく、司法 (administration of justice) に関する命令が従われなかったことによって国王の大権が侵害されたか否かということであるという判断が示され、プロヒビションの機能として、私人の利益を守ることは二次的なものであるという考え方がはっきり打ち出された。Smith, op. cit., pp. 48—50.

マンデイムスは、サーシオレイライ、プロヒビションと比べると大権令状としての性格はいくらか弱い。最初、マンデイムスは国王の収入を増大させるために没収人 (escheator) や奉行がなすべき処置に関して発せられた。16世紀になると、不法に奪われた市民の特権の回復のために発せられるようになり、17世紀には自由の回復を強制するためにも発せられた。18世紀には、公的・準公的な広い範囲の義務が不法に拒絶された場合、その履行を強制するために、苦情をもつ当事者の申請に基いて発せられるようになった。こうして、下位裁判所が管轄権を不法に辞退したときにこの令状が発せられた。マンデイムスによって、王座裁判所は、行政機関・司法機関に課されている行政上の義務 (ministerial duties) の遂行を強制した。de Smith, op. cit., pp. 50—51

- (9) Ibid., p. 42.
- (10) “当然令状”とそれ以外の令状とは、コモン・ロー形成初期の時代から区別されていた。ブラックトンは“恩恵令状”(writ of grace)を“当然令状”と対照させているが、エリザベス一世統治の後期には、後に大権令状と呼ばれるものと“恩恵令状”との間には同一性があった。Ibid., pp. 42—43.
- (11) Ibid., p. 44. 一方、臣民からの申請に対しては、サーシオレイライは恩恵令状であった。
- (12) Ibid.
- (13) Ibid., p. 43, p. 45.
- (14) Ibid., p. 45.
- (15) ヘビース・コーパスは最も初期の段階においては(13世紀ごろ)、陪審員を召集したり、法廷へ被告人の出頭を確保するためなど、中間令状として使われていた。ヘビース・コーパスの歴史の変遷についての詳細は、堀部政男「イギリスにおけるヘビース・コーパスの歴史的展開——その身柄提出令状的な機能の時期を中心として——」『東京大学社会科学研究所』15巻6号(1964)109頁以下。同「人身の自由の手続的保障—ヘビースコーパスの人身保護令状的機能の成立史—」東京大学社会科学研究所編『基本的人権』4各論I(1973)所収。
- (16) Holdsworth, *A History of English Law*, Vol. 9, 2nd ed. (1938) pp. 108—109.
- (17) Ibid., pp. 110—111.
- (18) Ibid.
- (19) Holdsworth, *A History of English Law*, Vol. 10 (1938) pp. 243—244.
- (20) Ibid., p. 244.
- (21) Ibid.

### 三、サーシオレイライの歴史的発展と機能の変遷

サーシオレイライは、本質的には情報を要求する国王の命令であり、一般的な政治目的のために発せられる国王自身の令状のひとつであった<sup>(1)</sup>。たとえば、領内で領民による強奪事件があったという申立がなされると、国王はその事件について十分な情報を知りたいと思い、捜査を命じる。ディ・スミスは、「捜査のために没収人 (escheator) や奉行 (sheriff) に発せられたおびただしい数のサーシオレイライが“捜査表”(The Calendar of Inquisition) に載っており、これによると最も初期の使用は1260年である」と述べている<sup>(2)</sup>。



13世紀後半、サーシオレイライは下位裁判所の手続をウエストミンスターの王座裁判所に移すために使われるようになった。1271年、僧職推挙権回復訴訟（assize of darrein presentment）において、訴訟遅延を理由に移送が命じられている<sup>(3)</sup>。

サーシオレイライが、普通の訴訟当事者の申請に対して発せられるという使われ方をはじめたのは1280年ころからである<sup>(4)</sup>。このころ、サーシオレイライはしばしば誤審令状（writ of error）と同じ性格を持ち、ウエストミンスターでのサーシオレイライによる手続は、一般的な上訴手続のような効果を持った<sup>(5)</sup>。すなわち、臣民は国王に下位裁判所でなされた不正を訴える。すると国王はこの事柄についてもっとよく知ること——certiorari（原意：もっとよく知らされる）——を望み、国王の開廷する裁判所に記録その他を移送することを命ずるのである<sup>(6)</sup>。この広い救済管轄権は、コモン・ロー裁判所から大法官裁判所に移っていき、チューダー朝、スチュアート朝初期には、下位のコモン・ロー裁判所の手続を大法官の前に移送するためにしばしばサーシオレイライが発せられた。しかしその後再びコモン・ロー裁判所がこの管轄権を取得し、17世紀後半からは王座裁判所から発付されるようになった<sup>(7)</sup>。

14世紀から17世紀中葉にかけて、サーシオレイライが発付された主な目的は以下の四つである<sup>(8)</sup>。

a) 特別な管轄権を持つ下位裁判所——海事裁判所、森林裁判所（Courts of the Forests）など——が、その管轄権の範囲を広げないように監督するため。

b) 行政上の目的のための情報を入手するため。

c) 裁判手続の記録その他正式書類を、大法官府あるいはコモン・ロー裁判所に移すことを命ずるため。たとえば、下位裁判所の判決は執行を確保するために移送され、また、財務庁（Exchequer）の出納官（Treasurer）や収入役（Chamberlain）に、荘園が昔からの領有の範囲内に留まっているかどうか調べさせるためにサーシオレイライが発せられるなど、様々な目的にわたっている。

d) 検屍官の調査, 正式起訴状を王座裁判所に移送するため。正式起訴状を移送するためのサーシオレイライの使用は特に重要である。すなわち, サーシオレイライは管轄権を守り拡張するために使われたのであるが, 同時に上訴手続としての機能をも果した。

15世紀から16世紀にかけて, 移送した正式起訴状に基く事実審理を行うことは, 王座裁判所の重要な仕事となった<sup>(9)</sup>。また, 不法によって害されたか, あるいは管轄権を欠いた, 略式手続による有罪判決は, サーシオレイライによって王座裁判所に移送され破棄され得るということが, 16世紀末にはルールとして確立した<sup>(10)</sup>。正式起訴状に基いて下された判決は誤審令状によってレビューされ得るのに対して, 略式手続によって治安判事 (magistrate) がなした有罪判決や命令は, 誤審令状による救済が受けられないために, サーシオレイライによる救済がこれら略式裁判に対する唯一の救済となったからである<sup>(11)</sup>。

一方, 刑事手続における国王の特別な地位は, サーシオレイライをめぐる様々の事実反映している。すでに述べたように, 正式起訴状の移送を命じるサーシオレイライは王権にとっては権利としての令状であるが, 臣民にとっては恩恵としての令状であるというルールが17世紀に確立した<sup>(12)</sup>。これに呼応して, 国王は自分の好む裁判所において訴訟を進行する権利を有すると考えられた<sup>(13)</sup>。また, 制定法に明言されていなくても, 国王はサーシオレイライ令状を発付する権利を, コモン・ロー上の固有の権利として持つという原理が18世紀に確立した<sup>(14)</sup>。

17世紀後半, 議会は略式手続で処罰することのできる軽微犯罪 (minor offence)<sup>(15)</sup> を数多く新設した。誤審令状で救済できない事件の救済という機能のために, サーシオレイライはこのことによって新しい重要性を持つことになった<sup>(16)</sup>。

18世紀初頭, サーシオレイライの範囲が再び拡張された。このきっかけとなったのは, 1700年のグローエンベルト対パーヴェル事件である<sup>(17)</sup>。この事件は, 医科大学の学監の行った懲戒処分をサーシオレイライによってレビューの対象としたものであるが, これ以後, 王座裁判所には, 裁判官の行為のみでな

く、準司法的な形態の下に行政的な機能を行行使する機関によってなされた命令等の破棄を求めて、サーシオレイライの申立が殺到するようになった<sup>(18)</sup>。

王座裁判所は、サーシオレイライ、マンディムス、プロヒビションによって下位裁判所を監督する上級行政裁判所のような機能と、上訴裁判所としての機能を合わせ持つものとなった<sup>(19)</sup>。1873年と1875年の裁判所法 (Judicature Acts) によって設立された高等法院 (High Court) も、これらの管轄権の多くを踏襲した<sup>(20)</sup>。

刑事上訴としてのサーシオレイライの目的は、(1) 公平な裁判の保障、(2) 略式手続のレビュー、(3) 訴訟記録が不完全であることを理由に下級裁判所の訴訟記録を移送するという補助的な救済、などである<sup>(21)</sup>。略式手続に関しては、すでに述べたようにサーシオレイライが唯一の救済手段であるところから、判決後にサーシオレイライが発せられたが、起訴犯罪 (indictable offence) については、判決後の救済として誤審令状があるので、陪審員の答申と判決の中間にサーシオレイライが発せられた<sup>(22)</sup>。しかし、起訴犯罪に関してサーシオレイライが発付されるのは稀になり、1907年に刑事上訴法 (Criminal Appeal Act) が制定されて以来、重罪 (felony) あるいは軽罪 (misdemeanor) についてサーシオレイライが発付されたか否かは疑わしいとされている<sup>(23)</sup>。

1938年の制定法によって、従来のサーシオレイライ、マンディムス、プロヒビションの各令状は同名の命令 (order) となったが、手続が簡略化され名称が変わったのみで、内容的な変化はない<sup>(24)</sup>。

(1) de Smith, *op. cit.*, p. 45.

(2) ディ・スミスは「“サーシオレイライ” という言葉が最初に記録に現われたのは、調べ得た限りでは、1252年、ヘンリー三世がボルドーの市長にあてた手紙においてである」と述べているが、13世紀にはサーシオレイライという言葉は一般的になっていた。Ibid.

(3) Ibid.

(4) Ibid., p. 46.

(5) Ibid.

(6) Ibid.

- (7) Ibid.
- (8) Ibid., pp. 46—47.
- (9) Ibid., p. 47.
- (10) Ibid., p. 48.
- (11) Ibid., p. 48, p. 54. サーシオレイライと誤審令状は事件のレビューを行うということについてはよく似ているが、誤審令状は民事事件においては“当然令状”であり、下位裁判所の記録の中のとるに足りない欠陥も破棄の理由となったことが、サーシオレイライとの決定的な相異である。
- (12) Ibid., p. 47.
- (13) Ibid.
- (14) Ibid.
- (15) Ibid., p. 48. ここで minor offence というのは、コモン・ロー上の犯罪でありほとんどの重罪事件を含む起訴犯罪 (indictable offence) に対して、制定法によってつくられ治安裁判所において略式手続によって処理される犯罪を指している。重罪・軽罪 (felony・misdemeanor) という分類とは一致しないものであることに注意を要する。Carvell and Green, *Criminal Law and Procedure*, (1970) pp. 3-6 参照。
- (16) de Smith, op. cit., p. 48.
- (17) Ibid.
- (18) Ibid.
- (19) エドワード一世の時代 (13世紀末) から、裁判所法が制定された1875年まで、王座裁判所は事実上最上級の刑事裁判所であった。L. B. Orfield, *Criminal Appeals in America* (1939) p. 25.
- (20) de Smith, op. cit., p. 48.
- (21) Orfield, op. cit., pp. 25—26.
- (22) Ibid., p. 26.
- (23) Ibid.
- (24) de Smith, op. cit., p. 40.

### むすびにかえて

現代イギリスにおいて、サーシオレイライは、マンデイムス、プロヒビションと共に、高等法院が下位裁判所の行動をコントロールする手段として重要なものである<sup>(1)</sup>と意識されている。サーシオレイライは、下位裁判所の手続の記録を、高等法院に移送し破棄するために発せられる命令である。マンデイムス

は、下位裁判所がある行為をなすことを命ずるものであり、プロヒビションは、下位裁判所が管轄権を越えて行為するのを禁じる命令である。

「下位裁判所」(inferior court)とは、治安裁判所(magistrate's court)と検屍裁判所(coroner's court)の両者を含む<sup>(2)</sup>。また、四季裁判所(court of quarter sessions)は、治安裁判所の上訴審となるときにのみ「下位裁判所」となる。なお、四季裁判所が事実審となった場合には、マンデイムスは発することができるが、サーシオレイライに関しては問題があるとされている<sup>(3)</sup>。

無罪判決に関してはサーシオレイライは認められない<sup>(4)</sup>。また、サーシオレイライは書面である記録を破棄することができるのみであって、宣告刑以外については修正を命ずることはできない<sup>(5)</sup>。なお、下位裁判所がその管轄権を越える刑を科した場合には、宣告刑のみについてもサーシオレイライが認められる<sup>(6)</sup>。

また、サーシオレイライを認めるか否かは裁判所の裁量による。他の救済手段——上訴(appeal)など——が残されている場合にはサーシオレイライは認められないが、この“他の救済手段”はサーシオレイライと同じ程度に手近なもの(equally convenient)でなければならず、単に利用可能というだけでは拒否の理由とならない<sup>(7)</sup>。

サーシオレイライが認められるのは以下の場合である<sup>(8)</sup>。

a) 管轄権に瑕疵がある場合。これには、刑が法定刑の枠を越えて科された場合も含まれる。下位裁判所の判決が事実あるいは証拠に反してなされたということは、サーシオレイライを発する根拠とはならない。また、高等法院は、証明された事実が有罪判決を正当化するものであるかどうか調べるために証拠調べをする権限は持っていない。

b) 正義の法則(rules of natural justice)違反があったとき(たとえば、治安判事が、被告人の提出した証拠を調べないで有罪判決を下したり、証拠調べを私室で行ったりした場合である)。また、裁判所の側に、現実の偏見の可能性がある場合。

c) 法律問題の誤謬が記録に現われている場合。しかし、1848年の略式裁判

法 (Summary Judicial Act) によって、記録に現われるのは起訴 (charge)、有罪判決 (conviction)、宣告刑 (sentence) のみであるところから、この理由によってサーシオレイライが認められるのは非常に稀である。

d) 判決が、詐欺行為あるいは偽証によって下されたものであるとき。詐欺行為および偽証は明白でなければならず、それらの行為は当事者によって、あるいは当事者のひとりとの共謀によってなされたものでなければならない。

以上のように、サーシオレイライが認められる要件は厳格である。

また、サーシオレイライを申請するには、部裁判所 (divisional court) から申請許可を得なければならない<sup>(9)</sup>。

このように、サーシオレイライが救済手段として機能するための要件はかなり厳しいといえることができるが、イギリスにおいては一般的な上訴手続そのものが、アメリカや日本に比べて要件が厳しく、比較的少数の上訴しか行われ<sup>(10)</sup>ない。これは、機構の相異のみでなく、上訴制度や裁判所、法に対する国民の考え方の相異にも依るものであると考える<sup>(11)</sup>。このような点をふまえた上でのイギリスにおけるサーシオレイライの運用、手続など詳細については、次稿でとりあげることとしたい。

(1) Carvell and Green, *op. cit.*, p. 338.

(2) *Ibid.*

(3) *Ibid.*

(4) *Ibid.*, p. 340.

(5) 1960年の裁判法 (Administration of Justice Act) によって、部裁判所は宣告刑のみを破棄し、自ら適当と思われる刑を科すことができるようになった。  
*Ibid.*, p. 340.

(6) *Ibid.*

(7) *Ibid.*, pp. 340—41.

(8) *Ibid.*, pp. 339—40.

(9) *Ibid.*, pp. 342—43.

(10) D. Karlen, *Anglo-American Criminal Justice* (1967) pp. 211—12.

(11) *Ibid.*